

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング14階  
株式会社 ジェイ エイ シー ジャパン  
代表取締役社長 田 崎 ひ ろ み

## 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号  
興和一橋ビル 5階 会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第22期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
◎代理人による議決権行使  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jac-japan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した国際的金融危機による世界経済の減速、株式市場の低迷等、景気は先行き不透明な状況で推移しました。この間、当社事業の重要参考指標である有効求人倍率は、平成19年12月の0.98倍から平成20年12月には0.72倍と低下の一途をたどり、また、完全失業率は、平成19年12月の3.8%から平成20年12月には4.4%に上昇する等、雇用情勢の悪化が当事業年度の後半において急速に進みました。

このような事業環境の中、人材紹介事業では、景気の悪化が進むのに伴い企業の中途社員の採用抑制は本格化し、また中途採用の選考基準が厳格化する等、求人状況に大きく変調をきたしてまいりました。これに対して、当社は、新規開拓・国際性・深耕営業・高額案件・専門性といったテーマを軸にした組織体制のもと、中途社員への採用意欲が比較的高く求人案件の増加が見込まれる成長・新規マーケットへの営業シフトを推し進め、外部環境の悪化による業績への影響を最小限にとどめる努力をしてまいりました。また、業界・職種等により細分化した各チームは、それぞれの領域でトップブランドを目指し、より多くの企業とご登録者に対してより専門性の高いサービスをご提供できるように取り組んでまいりました。

人材派遣事業では、前事業年度から引き続き、派遣のみの社員派遣を暫時縮小し、紹介予定派遣に限定した事業を推進してまいりました。

また、ご登録者数の確保のため、積極的な広告宣伝、自社Webサイトの改善に努め、当社のブランド構築を図ってまいりました。

一方、景気の低迷に伴い中途採用の選考基準が厳格化するマーケットに対し、経験年数の浅い社員が大半を占めていた当社は、著しい人的生産性の低下を招きました。当社は、この人的生産性の低下を重要課題と認識し、新規入社社員に対するOJTの強化徹底、既入社社員向け教育研修の充実、業務システムの改善等を通じて、人的生産性の維持・向上に努め改善に取り組んでまいりました。

経費に関しましては、前事業年度に比べ人員増加に伴う人件費の増加が主にありましたが、全体としては期首計画内で推移しました。また、期首計画に対する売上高の減少を経費削減で補うため、徹底して経費削減に取り組んでまいりました。しかしながら、平成21年12月期において現状における売上高の増加は見込めないと判断し、大幅な経費削減と組織の再編成の必要性を深く認識し、直ちに平成21年1月に300名を対象とした希望退職制度並びに平成21年4月入社予定の採用内定者全員に対する採用内定辞退募集の実施に踏み切りました。また、東京オフィスの規模の縮小を行いました。そのため、これらの事業再構築の費用として、当事業年度において特別損失を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は7,779百万円（前事業年度比2.3%減）、営業損失は55百万円、経常損失は41百万円、当期純損失は833百万円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

人材紹介事業の売上高は7,007百万円（前事業年度比7.9%増）、人材派遣事業の売上高は772百万円（同47.4%減）となりました。

事業区分	売上高	生産高（受注高）
人材紹介事業	7,007百万円	—
人材派遣事業	772百万円	—

（注） 当社は、生産に該当する事項がないため、生産高（受注高）に関する記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は137百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額（百万円）			
		建物	工具器具備品	建設仮勘定	合計
本社 (東京都千代田区)	事務所等 設備等	17	75	4	96
横浜支店 (横浜市西区)	事務所等 設備等	26	8	—	35
名古屋支店 (名古屋市東区)	事務所等 設備等	0	0	—	1
京都支店 (京都市下京区)	事務所等 設備等	—	0	—	0
大阪支店 (大阪市北区)	事務所等 設備等	—	3	—	3
神戸支店 (神戸市中央区)	事務所等 設備等	—	—	—	—
福岡支店 (福岡市中央区)	事務所等 設備等	—	—	—	—

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成17年12月期)	第 20 期 (平成18年12月期)	第 21 期 (平成19年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (平成20年12月期)
売 上 高(百万円)	5,814	7,216	7,964	7,779
経 常 利 益 又は経常損失(△)(百万円)	594	1,160	804	△41
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)(百万円)	329	579	451	△833
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	563.93	925.23	679.75	△1,253.79
総 資 産(百万円)	1,968	3,989	3,702	3,140
純 資 産(百万円)	1,094	2,685	3,057	2,041
1株当たり純資産額(円)	1,803.87	4,041.99	4,601.69	3,137.29

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

世界的な金融危機の深刻化、世界景気の一層の下振れ懸念により景気の悪化は長期化すると見られており、平成21年度において雇用情勢の早期の改善は望めず、事業環境は非常に厳しい状況が続くものと考えております。

このような事業環境の中、当社は、企業の募集する求人の要件に適した優秀な人材を適時にご紹介して利益を創出するという人材紹介会社としての原点に立ち返るとともに、売上規模重視から利益重視への体質転換を図り、人材紹介事業を再び成長軌道に乗せるよう努めてまいります。

当社は、景気悪化に伴い変化する企業の求人需要に即した営業組織を再構築し、営業活動を進めてまいります。同時に、企業やご登録者により多くの可能性を提案できる各業界・職種に精通したコンサルタントの育成と、コンサルタントを統括するマネージャークラスのマネジメント教育を強化し、人的生産性の向上に努めてまいります。また、企業の募集する求人の要件に適した優秀な人材を適時に企業にご紹介するため、マーケットリサーチ、営業活動、登録者募集等を有機的に連動させ、マーケティングの最適化と強化を図るとともに、効果的な広告宣伝を実施し、当社のブランド構築を図ってまいります。

人材派遣事業におきましては、引き続き、紹介予定派遣を主に推し進めてまいります。

当社は、利益重視の経営への早期転換を図るべく、昨年度から既に実施してきております、例外なき経費削減を徹底してまいります。管理部門におきましては、少数精鋭集団として柔軟性とクリエイティブさをもって、利益重視の経営を支えてまいります。

なお、当社は、株主の皆様のご承認が得られることを前提に、平成21年4月1日付で社名を「株式会社ジェイエイシーリクルートメント」（英文表記：JAC Recruitment Co., Ltd.）に変更する予定です。この度の社名変更は、企業としての強固な独自性と当社が提供する「人材紹介—リクルートメント」の本質と基本を改めて見据え、邁進していく意思を社内外に強調し表現することを意図としており、当社及び人材紹介サービスの更なる認知と浸透を図り、事業の拡大に努めてまいります。

また、当社は、株主の皆様と長期的な信頼関係を構築するため、株主の皆様への利益還元を最も重要な施策の一つとして経営にあたっております。しかしながら、第22期（平成20年12月期）におきましては、当期純損失を計上いたしましたため、将来の事業展開及び経営基盤強化のためには内部留保の充実を図ることが重要であると考え、誠に遺憾ながら期末配当につきましては無配当にさせていただきました。今後とも人材紹介業として確固たる地位を築くことに積極的に努力し、株主の皆様に対する利益還元に努める所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容（平成20年12月31日現在）**

当社は、人材紹介及び人材派遣を主な事業としております。

**(6) 主要な営業所（平成20年12月31日現在）**

本	社	東京千代田区
支	店	横浜支店：神奈川県横浜市西区
		名古屋支店：愛知県名古屋市東区
		京都支店：京都府京都市下京区
		大阪支店：大阪府大阪市北区
		神戸支店：兵庫県神戸市中央区
		福岡支店：福岡県福岡市中央区

(7) 使用人の状況（平成20年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
810 (68) 名	156 (1) 名増	29.8歳	2.2年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含みます。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が当事業年度中において、156名増加しましたのは、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成20年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 688,200株
- (3) 株主数 937名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
田崎忠良	256,540株	39.43%
田崎ひろみ	119,660株	18.39%
金親晋午	102,100株	15.69%

(注) 出資比率は自己株式(37,633株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況（平成20年12月31日現在）

平成18年5月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
500個（新株予約権1個につき1株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の数  
500株
- ・ 新株予約権の払込金額  
無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 4,000円（1株当たり 4,000円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 2,000円
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年5月17日から平成28年3月28日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
  - 1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - 2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外監査役	500個	500株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成20年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	田 崎 ひろみ	T. TAZAKI & Co Ltd 代表取締役 JAC Financial Design Ltd 代表取締役 JAC Recruitment UK Ltd 代表取締役 JAC Strattons Ltd 代表取締役
代表取締役副社長	服 部 啓 男	営業本部長
代表取締役副社長	松 岡 繁	管理本部長
取締役相談役	田 崎 忠 良	
常勤監査役	山 下 実	
監査役	大 橋 茂 一	
監査役	増 田 浩 二	税理士法人あい会計社 代表社員

- (注) 1. 服部啓男氏は、平成21年2月17日付で代表取締役副社長営業本部長から代表取締役副社長管理本部長に異動いたしました。
2. 松岡繁氏は、平成21年2月17日付で代表取締役副社長管理本部長から取締役に異動いたしました。
3. 監査役山下実氏、大橋茂一氏及び増田浩二氏は社外監査役であります。
4. 各監査役は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役山下実氏は、長年にわたる経理、財務の業務の経験を有しております。
  - ・監査役大橋茂一氏は、上場会社の経営者としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
  - ・監査役増田浩二氏は、公認会計士の資格を有しております。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した役員は以下のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当及び他の法人等の代表状況等
池 田 秀 樹	平成20年3月25日	任期満了	取締役
神 村 昌 志	平成20年7月30日	辞任	取締役

### (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	内、社外役員
取 締 役	6名	148百万円	—
監 査 役	3名	17百万円	17百万円 (3名)
合 計	9名	165百万円	17百万円 (3名)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行等の状況

社外監査役の増田浩二氏は、税理士法人あい会計社において代表社員として業務を執行しております。

② 他の株式会社における社外役員の兼任の状況

該当事項はありません。

③ 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	山 下 実	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる経理、財務の業務を主として、管理部門業務全般について経験を重ねてきており、これまでの経験に基づいた発言を行っております。
監 査 役	大 橋 茂 一	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主にこれまでの上場会社の経営者としての経験に基づいた発言を行っております。
監 査 役	増 田 浩 二	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

- ④ 不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応  
該当事項はありません。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
社外役員と締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定めております。
- ⑥ 報酬等の総額  
当事業年度において社外監査役に支払った報酬等の総額は、17百万円であります。
- ⑦ 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額  
該当事項はありません。
- ⑧ 上記記載内容に関する社外役員の意見  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
16,000千円
- ② 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額  
2,842千円
- ③ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
18,842千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等に係る助言業務」を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の経営及び業務活動の遂行において法令及び定款を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するために倫理規程を制定する。当社の取締役及び役職者は、倫理規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底を図る。
- ② 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ③ コンプライアンスの主管部署がコンプライアンス体制の管理を統括するほか、必要に応じて各部署が管理を行う。
- ④ 業務執行部門から独立した内部監査部門が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用の状況について、内部監査を実施する。
- ⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ⑥ 法令違反行為に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報者保護制度の運用に関し内部通報規程を制定するとともに、社内に通報窓口を設置する。是正の必要があるときには、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。
- ⑦ 会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であると認識し、これらを適切に管理するため、各業務担当取締役はリスクを管理する権限及び責任をもってリスク管理体制を確立する。
- ② 当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づいて、内部監査部門は各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規則を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 経営戦略の浸透及び各部署の適時適切な現状報告を目的とし、各業務担当取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする幹部会議を定期的に行う。
- ③ 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社において、現在子会社は存在しないが、将来において子会社を設立する場合には、グループ会社全体で、内部統制の徹底を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
  - ② 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - ② 取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに監査役に対して報告を行うこととする。
- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役及び使用人は協力する。
  - ② 代表取締役は、定期的に又は監査役求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
  - ③ 内部監査部門は、定期的に又は監査役求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
  - ④ 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

## 貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	2,195	<b>流 動 負 債</b>	1,085
現金及び預金	1,613	未払金	333
売掛金	352	未払費用	568
貯蔵品	0	未払消費税等	38
前払費用	103	前受金	0
未収入金	11	預り金	66
未収還付法人税等	113	賞与引当金	44
その他	6	解約調整引当金	26
貸倒引当金	△5	その他	6
<b>固 定 資 産</b>	944	<b>固 定 負 債</b>	14
<b>有 形 固 定 資 産</b>	255	長期未払金	14
建物	112	<b>負 債 合 計</b>	1,099
車両運搬具	3	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具器具備品	134	<b>株 主 資 本</b>	2,041
建設仮勘定	4	資本金	619
<b>無 形 固 定 資 産</b>	114	資本剰余金	594
電話加入権	2	資本準備金	594
商標権	1	利益剰余金	926
ソフトウェア	108	利益準備金	1
ソフトウェア仮勘定	1	その他利益剰余金	924
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	575	別途積立金	800
保証金	570	繰越利益剰余金	124
その他	8	<b>自 己 株 式</b>	△99
貸倒引当金	△3	<b>純 資 産 合 計</b>	2,041
<b>資 産 合 計</b>	3,140	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	3,140

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>売 上 高</b>		
紹介事業収入	7,034	
解約調整引当金繰入	△26	7,007
派遣事業収入	772	7,779
<b>売 上 原 価</b>		
紹介事業原価	51	
派遣事業原価	583	635
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>7,144</b>
販売費及び一般管理費		7,200
<b>営 業 損 失</b>		<b>55</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息及び受取配当金	13	
雑収入	1	14
<b>営 業 外 費 用</b>		
為替差損	0	
その他	0	0
<b>経 常 損 失</b>		<b>41</b>
<b>特 別 損 失</b>		
固定資産除却損	6	
減損損失	39	
事業再構築費用	557	
損害補償金	41	
家賃等解約違約金	4	649
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		<b>691</b>
法人税、住民税及び事業税		10
法人税等調整額		131
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>833</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 本									純 資 産 計 合
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成19年12月31日 残高	607	582	582	1	800	1,065	1,867	△0	3,057	3,057
事業年度中の変動額										
新株の発行	11	11	11						23	23
剰余金の配当						△106	△106		△106	△106
当期純損失						△833	△833		△833	△833
自己株式の取得								△101	△101	△101
自己株式の処分						△1	△1	2	0	0
事業年度中の変動額合計	11	11	11	—	—	△941	△941	△99	△1,016	△1,016
平成20年12月31日 残高	619	594	594	1	800	124	926	△99	2,041	2,041

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 6年

工具器具備品 3年～20年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 解約調整引当金

解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

256百万円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	664,500株	23,700株	一株	688,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3株	38,500株	870株	37,633株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年3月25日開催第21期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 106百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 160円
- ・基準日 平成19年12月31日
- ・効力発生日 平成20年3月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年12月9日臨時株主総会決議分	平成18年3月29日第19期定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	6,140株	17,750株
新株予約権の残高	6,140個	17,750個

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

賞与引当金繰入限度超過額	18百万円
減価償却超過額	28百万円
解約調整引当金繰入超過額	10百万円
一括償却資産超過額	14百万円
未払事業所税	4百万円
貸倒引当金超過額	3百万円
未払社会保険料	2百万円
退職給付制度変更に係る未払金否認	8百万円
退職給付制度変更に係る長期未払金否認	5百万円
減損損失	15百万円
事業再構築費用	226百万円
損害補償金	8百万円
繰越欠損金	60百万円
その他	1百万円
評価性引当額	△409百万円
繰延税金資産合計	—

繰延税金資産の回収可能性について、業績の動向を踏まえ慎重に検討しました結果、繰延税金資産全額に対して評価性引当金を計上しております。

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	46百万円	25百万円	21百万円
ソフトウェア	1百万円	0百万円	1百万円
合計	48百万円	25百万円	22百万円

- ② 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内 100百万円

1年超 190百万円

合計 290百万円

リース資産減損勘定の残高 60百万円

- ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 110百万円

リース資産減損勘定の取崩額 ー100百万円

減価償却費相当額 100百万円

支払利息相当額 0百万円

減損損失 60百万円

- ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法につきましては、利息法によっております。

オペレーティングリース取引

未経過リース料

1年内 450百万円

1年超 260百万円

合計 720百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及び個人主要株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Recruitment UK Ltd	UK London	10,899 (GBP)	職業紹介	—	役員1名	役務提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	13	未払金	0
								人材紹介売上	2	—	—
								紹介予定派遣の支払	0	—	—
								カンパニー作成費立替	0	—	—
役員及び個人主要株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Singapore Pte Ltd	Singapore	100,000 (S\$)	職業紹介	—	役員1名	役務提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	13	未払金	0
								人材紹介売上	12	売掛金	0
								業務委託費	0	—	—
役員及び個人主要株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Personnel Recruitment Ltd	Thailand Bangkok	12,000,000 (THB)	職業紹介	—	役員1名	役務提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	5	—	—
								人材紹介売上	2	売掛金	0
								通信費立替分の精算	0	—	—
役員及び個人主要株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Recruitment Sdn Bhd	Malaysia Kuala Lumpur	200,000 (RM)	職業紹介	—	役員1名	役務提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	1	—	—
								人材紹介売上	3	売掛金	0
役員及び個人主要株主が議決権の過半数を所有する会社	PT JAC Indonesia	Indonesia Jakarta	2,300,000,000 (RP)	職業紹介	—	役員1名	役務提供及び役務の受入	人材紹介料の支払	1	—	—
								人材紹介売上	1	—	—
								広告費等立替	0	—	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. JAC Recruitment UK Ltd、JAC Singapore Pte Ltd、JAC Personnel Recruitment Ltd、JAC Recruitment Sdn Bhd及びPT JAC Indonesiaは、当社取締役相談役である田崎忠良、当社代表取締役社長である田崎ひろみ及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 人材紹介売上とは、当社が業務提携先に対し当社の登録人材を紹介したことで得る紹介料収入であります。また、人材紹介料の支払とは、業務提携先に当社が支払う人材紹介手数料のことであり、それぞれは業務提携契約書に基づき、人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払っております。
- (2) JAC Singapore Pte Ltdへの業務委託費は、両社協議のうえ、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,137円29銭  
 (2) 1株当たり当期純損失 1,253円79銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(1) 固定資産の減損損失に関する注記事項

①当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
京都支店 (京都市下京区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等
神戸支店 (神戸市中央区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等
福岡支店 (福岡市中央区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等

②減損損失の認識に至った経緯

継続して営業損失が発生している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失の金額

建物	26百万円
工具器具備品	8百万円
リース資産	4百万円
合計	39百万円

④資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各拠点ごとにグルーピングを行っております。

⑤回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとしております。

(2) 事業再構築費用に関する注記事項

事業再構築費用の内訳は以下のとおりです。

特別退職加算金等	501百万円
一橋オフィス閉鎖損失	
原状回復工事等	31百万円
減損損失	
建物	14百万円
工具器具備品	7百万円
リース資産	1百万円
合計	557百万円

(3) 損害補償金に関する注記事項

当社は代表取締役社長に就任しておりました神村昌志氏を平成20年4月23日開催の取締役会において、代表取締役（代表者）より解職し、同氏は平成20年7月30日付で取締役を辞任いたしました。

これに伴い、同氏に生じた損害に対して当社が補償したものであります。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年2月10日

株式会社ジェイエシージャパン

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	村山 憲二	㊟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	山崎 一彦	㊟
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエシージャパンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月16日

株式会社ジェイエイシージャパン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 山下 実 (印)

監査役 (社外監査役) 大橋 茂一 (印)

監査役 (社外監査役) 増田 浩二 (印)

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉移行されたことに伴い、当社の定款上不要となります株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として、定款の定めを廃止する旨の定款変更の決議があったものとみなされております。

- ② 当社の商号を、平成21年4月1日をもって「株式会社ジェイエシージャパン」から「株式会社ジェイエシーリクルートメント」に変更しようとするものであります。

今般の商号の変更は、企業としての強固な独自性と当社が提供する「人材紹介-リクルートメント」の本質と基本を改めて見据え、邁進していく意思を社内外に強調し表現することを意図としており、当社及び人材紹介サービスの更なる認知と浸透を図り、事業の拡大に努めてまいります。

なお、商号の変更は、平成21年4月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を附則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ジェイエイシー <u>ジャパン</u>と称し、英文では、JAC <u>Japan Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条～第6条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を發行す る。</p> <p>第8条～第9条 (条文省略) (単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式の数と 併せて単元株式数となる数の株式を 売り渡すこと (以下「買増し」とい う。) を当社に請求することができる。</p> <p>第11条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選 定し、公告する。 (3) 当社の株主名簿 (実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、株券喪失登録 簿および新株予約権原簿は、株主名 簿管理人の事務取扱場所に備え置 き、株主名簿、株券喪失登録簿およ び新株予約権原簿への記載または記 録、単元未満株式の買取り・買増 し、その他株式ならびに新株予約権 に関する事務は、株主名簿管理人に 委託し、当社においては取扱わな い。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社が発行する株券の種類ならび に株主名簿、株券喪失登録簿および 新株予約権原簿への記載または記 録、単元未満株式の買取り・買増 し、その他株式および新株予約権に 関する取扱いならびに手数料につい ては、法令または本定款に定めるも のほか、取締役会において定める 株式取扱規則による。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ジェイエイシー <u>リクルートメント</u>と称し、英文で は、JAC <u>Recruitment Co., Ltd.</u> と 表示する。</p> <p>第2条～第6条 (条文現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第8条 (条文現行どおり) (単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主 は、その有する単元未満株式の数と 併せて単元株式数となる数の株式を 売り渡すこと (以下「買増し」とい う。) を当社に請求することがで きる。</p> <p>第10条 (条文現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選 定し、公告する。 (削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 株主名簿および新株予約権原簿への 記載または記録、単元未満株式の買 取り・買増し、その他株式および新 株予約権に関する取扱いならびに手 数料、株主の権利行使に際しての手 続等については、法令または本定款 に定めるもののほか、取締役会にお いて定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条～第49条 (条文省略)  (新 設)  (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第13条～第48条 (条文現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人を取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p> <p>第4条 本定款第1条の変更は、平成21年4月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のおりとする。</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当会社は、株式会社ジェイエイシージャパンと称し、英文では、JAC Japan Co., Ltd. と表示する。</p> <p>なお、この経過措置は、本定款第1条の変更の効力発生後これを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役1名選任の件

当社の経営基盤の強化を図るため取締役を1名増員することとし、選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
松園健 (昭和33年1月3日生)	昭和58年5月 株式会社就職情報センター(現株式会社リクルート)入社 平成15年4月 株式会社リクルートエイブリック(現株式会社リクルートエージェント)入社 平成17年4月 同社執行役員 平成18年4月 株式会社リクルートエグゼクティブエージェント代表取締役社長 平成20年4月 同社取締役 平成20年11月 当社入社営業本部副本部長 平成21年2月 当社営業本部長(現任)	一株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
小澤優一 (昭和18年9月1日生)	昭和44年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 現在に至る	3,000株

- (注) 1. 候補者は、当社の法律顧問であります。
2. 候補者は、社外監査役の要件を満たしており、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 小澤優一氏を社外監査役候補者とした理由は、主に弁護士としての専門的見地から、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくことによるものです。また、小澤優一氏は、長年の弁護士として培われた法律知識及び経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号  
興和一橋ビル 5階 会議室  
電 話 03-5259-6926



- 地下鉄半蔵門線、新宿線、三田線 神保町駅A9出口徒歩3分
- 地下鉄東西線竹橋駅3b出口徒歩4分